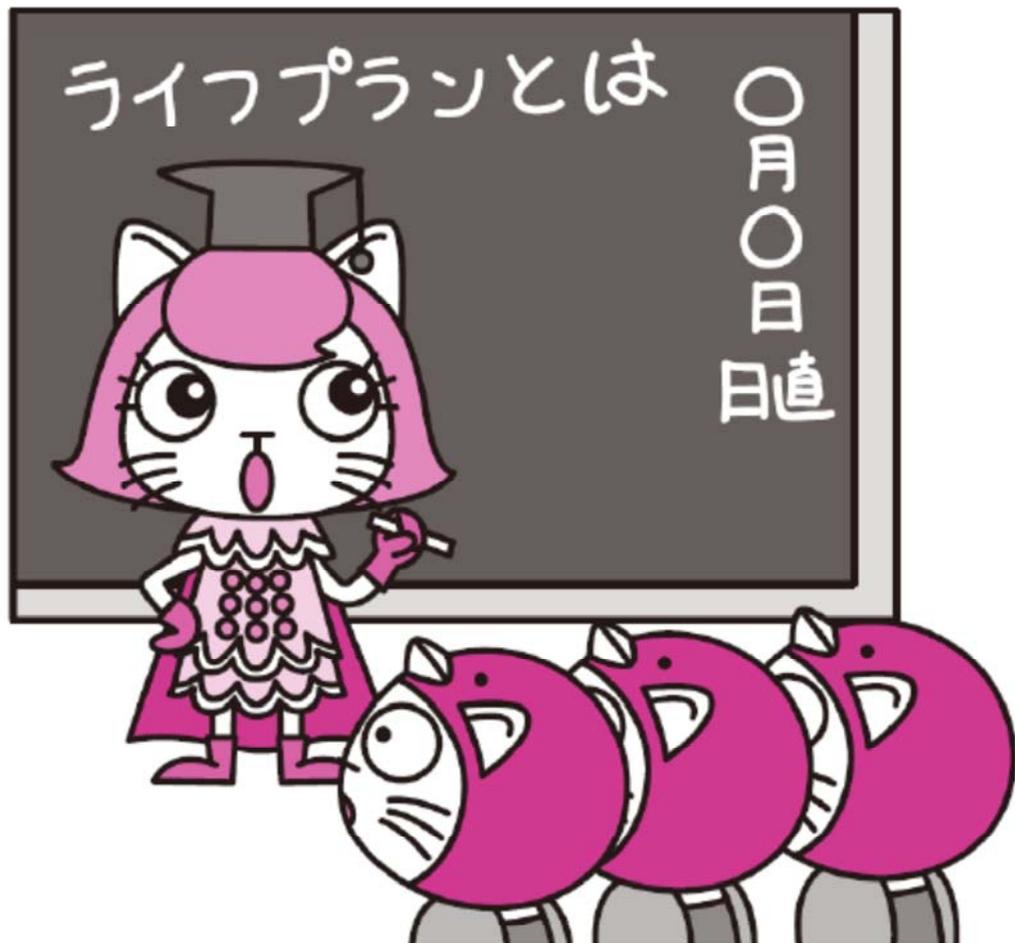


V 消費者啓発及び 組織化の推進



平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>1 消費者情報の提供</p> <p>(1) 消費者行政センターの情報の充実 (経済労働局)</p> <p>① 「くらしの情報かわさき」の発行 日常的に必要な生活情報や消費生活相談事例など時宜を得た情報を提供するため、「くらしの情報かわさき」を定期的に発行する。 発行部数・回数 9,000部 6回</p> <p>② 相談月報の発行 毎月の消費生活相談件数・内容及び相談事例や時宜を得たアドバイス等を掲載し発行する。</p> <p>③ ポスター・リーフレット等の発行及び配布 消費生活相談件数の中でも多数を占めている若年者及び高齢者を主な対象として、チラシ、リーフレット、ポスター、啓発物を作成し、配布する。</p> <p>④ 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンに参加し、自治体の所管を越えた効果的な啓発に努める。</p>	<p>1 消費者情報の提供</p> <p>(1) 消費者行政センターの情報の充実</p> <p>① 「くらしの情報かわさき」の発行 発行部数・回数 9,000部 6回 【特集記事】 5・6月号 消費者行政センターのご案内 7・8月号 健康食品との上手な付き合い方 9・10月号 子どもの家庭内事故に注意! 11・12月号 高齢者の見守りについて 1・2月号 楽しくエコショッピング 3・4月号 敷金返還トラブルについて</p> <p>② 相談月報の発行 発行部数・回数 1,150部 12回</p> <p>③ ポスター・リーフレット等の発行及び配布 国民生活センター発行によるリーフレット、冊子等を購入、市独自発行のチラシ・ポスター、リーフレット、グッズ等を作成し、市の施設、学校、地域団体、町内会及び企業に配布した。 また、街頭キャンペーンなどで配布することにより被害の未然防止を呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 消費者行政センター紹介のしおり 9,000部 平成26年度消費者支援協定のご案内 1,200部 ネコ型リーフレット一般編 10,000部 ・冊子類 国民生活センター作成「くらしの豆知識」 136冊 ・啓発物 啓発用ティッシュ 25,000個 クリアホルダーA4サイズ 3,000部 クリアホルダーA5サイズ 3,000部 啓発用うちわ 19,500部 消費生活啓発用回覧板 20,000冊 <p>④ 関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーンに参加し、若者や高齢者に対して被害の未然防止を呼び掛けた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット 高齢者向け 2,000部 若者向け 3,100部 ・ポスター 高齢者向け 50部 若者向け 110部 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価								
<p>⑤ 消費者行政センターのホームページによる消費生活情報の適宜発信を行い、アクセス件数の増加を図る。</p>	<p>⑤ 消費者行政センターのホームページに適宜情報を掲載した。</p>	◎								
<p>⑥ メールマガジン配信サービス「かわさき消費生活メールマガジン」による消費生活相談事例、消費生活関連情報を適宜配信し、登録者数の増加を図る。</p>	<p>⑥ 「かわさき消費生活メールマガジン」により、消費生活相談事例、消費生活関連情報を適宜配信した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配信回数 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>定期配信（1ヶ月に1回）</td> <td style="text-align: right;">12回</td> </tr> <tr> <td>号外配信</td> <td style="text-align: right;">5回</td> </tr> </table> ・登録者数（3月1日現在） <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>パソコン</td> <td style="text-align: right;">1,238件</td> </tr> <tr> <td>携帯</td> <td style="text-align: right;">3,037件</td> </tr> </table> 	定期配信（1ヶ月に1回）	12回	号外配信	5回	パソコン	1,238件	携帯	3,037件	◎
定期配信（1ヶ月に1回）	12回									
号外配信	5回									
パソコン	1,238件									
携帯	3,037件									
<p>⑦ 川崎市消費者行政事業概要を発行し、区役所や図書館に配布するとともに、消費者行政センターのホームページでも公表する。</p>	<p>⑦ 消費者行政事業概要を区役所や図書館、市内消費者団体等へ配布するとともに消費者行政センターホームページでも公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行部数 250部 	◎								
<p>⑧ 関係部局との連携を図り、情報提供の充実に努める。</p>	<p>⑧・FM K-CITYと連携し、年間を通じて相談事例の紹介、講演会等の案内を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シティセールス・広報室と連携し、JR川崎駅西口「河川情報表示版」で情報提供を実施した。 ・明治大学の生明祭に参加し、若者向けにキャンペーンを実施した。 	◎								
<p>⑨ 資料展示・閲覧コーナー 消費生活情報や消費者問題についての最新情報を自由に閲覧できるコーナーを消費者行政センターに常設し、資料（リーフレット、パンフレット等）の展示や図書やビデオ等閲覧、貸出を行う。また、インターネット閲覧用パソコンのオープン利用を実施する。</p>	<p>⑨ 資料展示・閲覧コーナー 消費者行政センターに資料展示・閲覧コーナーを常設し、消費生活に関連する図書やビデオ等の収集に努め、消費生活情報を提供できる体制を整備した。</p> <p>また、インターネット閲覧用パソコンのオープン利用を実施した。</p>	◎								
<p>⑩ 街頭キャンペーンの実施 駅前や商店街を通行中の市民に対し、啓発物等を配布しながら悪質商法被害防止について呼びかける。</p>	<p>⑩ 街頭キャンペーンの実施 業務委託等により、15回実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所（銀柳街、川崎駅前、等々力緑地、川崎地下街アゼリア、国際交流センター他） 	◎								
<p>⑪ 着ぐるみ啓発の実施 消費者行政センターオリジナルキャラクターの着ぐるみがイベント等に参加し、悪質商法被害防止について呼びかける。</p>	<p>⑪ 着ぐるみ啓発の実施 消費者行政センターオリジナルキャラクターの着ぐるみがイベント等に参加し、悪質商法被害防止について呼びかけた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施場所（明治大学、市民祭他計14回） 	◎								

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>⑫ 消費生活展の開催 市内で活動する消費者団体に、日頃の研究成果や活動内容の発表の場を提供するとともに、消費生活に関する知識の普及を図り、市民の消費生活の向上に資するため、消費生活展を実施する。</p>	<p>⑫ 消費生活展・消費者教育推進フェスタの開催 日 時 平成26年10月12日(日) 会 場 川崎アゼリア地下街サンライト広場 ・スタジオアゼリア 参加団体 消費者団体 10団体</p>	<p>◎ V 4</p>
<p>⑬ 広告掲出等による啓発活動 川崎市が発行する冊子等へ消費者ホットライン、センター窓口周知の他、悪質商法被害防止について呼びかける。</p>	<p>⑬ 広告掲出等による啓発活動 映画館での広告掲出を実施し、悪質商法被害防止を呼びかけた。</p>	<p>◎</p>
<p>(2) 食品の安全に関する情報(経済労働局)</p>	<p>(2) 食品の安全に関する情報</p>	<p>◎</p>
<p>① 冊子「食生活と安全」の発行 食品の安全性に関する知識の普及のため冊子「食生活と安全」を発行する。</p>	<p>① 冊子「食生活と安全」の発行 発行部数・回数 900部 1回</p>	<p>◎</p>
<p>② 食の安全知識普及事業の実施 消費者に対して被災地食品に関する適切な情報を発信し、安全性についての正しい知識の啓発を行うため、消費者が多く集まる商店街のイベント等において、被災地の生産者による食の安全性を確保するための取組みの紹介や、放射能などの食に関するパネル展等を実施するとともに、被災地産品の販売を行う。 <u>実施期間 7月～11月(全10回)</u></p>	<p>② 食の安全知識普及事業の実施 消費者に対して被災地食品に関する適切な情報を発信し、安全性についての正しい知識の啓発を行うため、消費者が多く集まる商店街のイベント等において、被災地の生産者による食の安全性を確保するための取組みの紹介や、放射能などの食に関するパネル展等を実施するとともに、被災地産品の販売を行った。 <u>実施期間 7月～11月(全15回)</u> 来場者数 5,780人</p>	<p>◎</p>
<p>(3) 食生活や栄養に関する情報(健康福祉局)</p>	<p>(3) 食生活や栄養に関する情報</p>	<p>◎</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・健康寿命の延伸を目指し、健全な食生活や栄養等に関する情報をリーフレットやグッズ等により提供し、広く普及啓発を図る。 ・食育の日キャンペーンを実施する。 ・動画PR映像を活用した食育情報を提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市独自発行のリーフレットを作成、冊子等を購入し、各区役所保健福祉センター等で配布し、情報を提供した。 リーフレット類 8種類 計83,500部 冊子類 5種類 計10,158部 ・食育の日のキャンペーンを毎月19日に市内主要駅周辺等で実施。 ・動画PR映像を成人の日を祝うつどい等のイベントやまちビジョン等の街頭で放映した。 	<p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(4) 消防に関する情報（消防局）</p> <p>① 火災予防広報業務 春・秋の火災予防運動や各種予防行事の実施、防火ポスターの掲示、防火パンフレット、チラシ等を活用して火災予防を呼びかける。 また、消防局・各消防署、ホームページ等においても火災予防広報を実施する。</p> <p>② 火災予防広聴業務 火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理等についての相談業務を行う。</p> <p>③ 住宅防火対策の推進 住宅用火災警報器の設置について、防火指導員制度や各消防署に設置している住宅用火災警報器設置対策連絡会等を活用し、普及啓発するとともに、他部局と連携して住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図る。 また、防火訪問等を実施して、防災物品の普及等住宅防火対策を積極的に推進する。</p> <p>④ 放火防止対策 放火火災防止（火災予防）広報大使の「川崎純情小町」を活用した、各種行事でのPR活動、及び地域の特性に応じた放火対策を検討し、地域ぐるみで放火防止を目指すとともに、市内の町内会、自治会にチラシ等を配布するなど各種広報媒体を活用した放火防止対策の推進を図る。</p>	<p>(4) 消防に関する情報</p> <p>① 火災予防広報業務 春・秋の火災予防運動や各種予防行事の実施、防火ポスターの掲示、防火パンフレット、チラシ等を活用して火災予防を呼びかけた。 また、各消防署及びホームページにおいても火災予防広報を実施した。 ポスター等 約25,000枚配布</p> <p>② 火災予防広聴業務 火災予防業務全般、消防用設備等の設置、維持管理についての相談業務を行った。 相談業務 約8,000件(約15,000人)</p> <p>③ 住宅防火対策の推進 全ての住宅に義務付けられた住宅用火災警報器の設置について防火指導員制度等を活用し普及啓発をするとともに、住宅防火対策普及啓発資料等を配布する等、住宅火災による死者のより一層の低減を図った。</p> <p>④ 放火防止対策 各消防署に設置された放火火災防止対策協議会を活用し、地域ぐるみで放火防止に取り組むとともに、市内の町内会、自治会にポスター等を配布するなど、各種広報媒体を活用し、放火防止対策の推進を図った。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(5) 住宅に関する情報の提供 (まちづくり局) 「住宅相談」、「マンション管理相談」の窓口において、住宅に関する行政のさまざまな助成制度などを紹介するほか、第三者の立場で専門家が各種法や制度を説明するなど、市民をトラブルから守るため適切なアドバイスを行う。</p> <p>また、住宅の瑕疵担保責任履行等の制度の普及を図るため、講習会やセミナーを開催する。</p> <p>① 住宅相談窓口</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン (住宅相談) 要事前予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週火曜日 13:00~16:00 電話 211-7851 (問合せ・予約) (マンション管理相談) 要事前予約 ・毎週木曜日 10:00~16:00 電話 211-7851 (問合せ・予約) <p>○川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン (住宅相談) 要事前予約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週月、水、金曜日 13:00~16:00 電話 844-7306 (問合せ・予約) (マンション管理相談) 要事前予約 ・第2・第4火曜日※相談日が祝日に当たる場合は、翌週の火曜日を相談日とする。 13:00~16:00 電話 379-5334 (問合せ・予約) <p>② アドバイザー派遣制度 (派遣相談)</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン (住宅相談)</p> <p>派遣相談 必要に応じて1回(3時間/回)まで 電話 211-7851 (問合せ)</p> <p>(マンション管理相談)</p> <p>派遣相談 必要に応じて2回(3時間/回)まで 電話 211-7851 (問合せ)</p> <p>○川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン (住宅相談)</p> <p>派遣相談 必要に応じて1回(3時間/回)まで 電話 844-7306 (問合せ)</p> <p>(マンション管理相談)</p> <p>派遣相談 必要に応じて2回(3時間/回)まで 電話 379-5334 (問合せ・予約)</p>	<p>(5) 住宅に関する情報の提供</p> <p>① 住宅相談窓口</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン 相談実績</p> <p>(住宅相談) 98件 (マンション管理相談) 177件</p> <p>○川崎市住宅供給公社住まいの情報サロン 相談実績</p> <p>(住宅相談) 188件 (マンション管理相談) 15件</p> <p>② アドバイザー派遣制度 (派遣相談)</p> <p>○川崎市まちづくり公社ハウジングサロン (住宅相談) 5件 (マンション管理相談) 11件</p> <p>○川崎市住宅供給公社住まい情報サロン (住宅相談) 15件 (マンション管理相談) 29件</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>③ マンション管理基礎セミナー（2回実施/年） 分譲マンションの管理組合役員等に、区分所有建物の維持、保全に必要な情報を提供することにより、良好な住環境の形成を図ることを目的として開催。〔（一財）川崎市まちづくり公社主催〕</p> <p>④ 住まい・まちづくり講習会（2回実施/年） 長期優良住宅認定制度、住宅性能表示制度、低炭素住宅認定制度、住宅履歴情報、住宅税制など住宅に関する法や各種制度の情報について、事例を紹介しながら講演を行う。</p>	<p>③ マンション管理基礎セミナー 2回実施 第1回（9月6日 実施） 「大規模修繕工事について～注意するポイント～」 参加者 151名</p> <p>第2回（2月8日実施） 「マンションの震災対策チェックリストについて～マンション防災の重要ポイント～」 「管理会社との紛争とその対処法」 参加者 152名</p> <p>④ 住まい・まちづくり講習会 2回実施 第1回（9月27日実施） 第2回（11月29日実施）</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>
<p>2 消費者教育の推進</p> <p>(1) 川崎市消費者強調月間の実施（経済労働局） 本市の条例が施行された11月を「消費者強調月間」とし、各種行事を集中して実施する。 ・特別講演会の実施 ・街頭キャンペーンの実施</p> <p>(2) 生活設計推進（経済労働局） 生活設計の自主的な取り組みがますます必要となっている。そのため身近で分かりやすい金融情報を提供し、金融についての学習の支援を行う。</p>	<p>2 消費者教育の推進</p> <p>(1) 川崎市消費者強調月間の実施 各種の行事を開催した。 ・特別講演会（講演） 日時 11月19日（水） テーマ 「スマートフォン初心者講座」 会場 てくのかわさき 参加者 66人 ・街頭キャンペーン 3回 ・着ぐるみキャンペーン 3回 ・アゼリア地下街広報コーナーでの啓発 14日間</p> <p>(2) 生活設計推進 生活設計・契約知識など金融情報普及のため、啓発用リーフレットの配布、「くらしのセミナー」の中で、高齢者向け消費者被害防止や老後を見据えた生活設計、ライフプランや資産形成、不動産売買等に係る金銭教育をテーマに設定し、学ぶ機会を提供した。</p>	<p>◎</p> <p>Ⅲ</p> <p>4</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(3) 暮らしのセミナーの開催(経済労働局) 自主グループ、地域団体、学校、企業等による消費生活に関する学習会及び研修会に、講師を派遣する。また、他局との連携により、更に幅広く利用促進を図る。</p>	<p>(3) 暮らしのセミナーの開催 ・開催回数 120回 ・参加者 5,445人 ・主なテーマ別開催状況 資料編2 (P54) 参照 悪質商法(落語) 49回 悪質商法 20回 食生活 25回 など</p>	<p>◎ V 5</p>
<p>(4) 消費者連続講座の実施(経済労働局) 消費者を対象として、消費生活に関連する情報を提供する。 開催予定 3回</p>	<p>(4) 消費者連続講座の実施 ・開催回数 3回 ・参加者 183人 ・会場 生活文化会館(てくのかわさき) ・テーマ等 資料編3 (P54) 参照</p>	<p>◎ V 5</p>
<p>(5) 消費者教育講座の実施 <u>地域における消費者教育の推進及び地域の多様な主体等との連携・協働により、地域社会における消費者問題解決力の強化を推進するため、各区で高齢者を見守る地域包括支援センター職員等を対象とした消費者教育講座を実施する。</u> ・開催予定 10回</p>	<p>(5) 消費者教育講座の実施 <u>地域の高齢者等を消費者被害から守ることを目的に、地域包括支援センター等高齢者を見守る側を対象とした講座を実施し、消費者行政センターに寄せられた消費者相談の事例、問題点、課題について説明し、今後の関係機関との連携のあり方を検討した。</u> テーマ <u>「高齢者の消費者被害を未然防止するために」</u> ・開催回数 10回 ・開催場所 各区役所、医療生活協同組合等 ・参加者 各区職員、地域包括支援センター職員、警察官、社会福祉協議会職員、民生委員、町内会役員、医療生活協同組合職員、高齢者住宅相談員等</p>	<p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(6) 消費者教育推進事業の実施</p> <p>① 高齢者に対する被害の未然防止・早期発見、被害拡大防止を図るため、家庭や地域、関係機関等が連携し迅速に対応することが不可欠となっている。</p> <p>日常生活または、地域や事業活動で高齢者と接点のあるものに対し、消費者教育を行い、見守りの担い手を育成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講座の開催予定 北部エリア・南部エリア 各2回 ・イベントの開催予定 1回 ・高齢者見守りハンドブックの作成 ・見守り啓発物の作成 <p>② 主に若者に対して、イベントによって楽しみながら消費者問題、消費者トラブルについて考える機会を作るとともに、親子向け講座を開催することによって金融リテラシー（お金の知識・判断力）等も含めた総合的な消費者教育の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施予定 1回 ・講座の実施予定 3回 <p>(7) 市場体験教室等の開催</p> <p>市民の台所として生鮮食品等を安定供給している中央卸売市場北部市場から、食を中心とした市場の役割や機能等について、知識の啓発を行う。</p> <p>講習会・講座</p> <p>【北部市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ花育教室 4回/年 (フラワーアレンジメント体験等) ・夏休みこども食育講座 1回/年 (北部市場のプロから学ぶ・市場見学他) ・市場体験教室 1回/年 (寿司講座) <p>(8) 廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発(環境局)</p> <p>循環型社会の構築に向け、ごみの減量やミックスペーパー、プラスチック製容器包装をはじめとする資源物の分別排出の徹底など、市民の理解と協力を得ながら、3Rをより一層推進するため、環境配慮行動の実践を広く市民に呼び掛けるとともに、効果的・効率的な普及広報活動を実施する。</p>	<p>(6) 消費者教育推進事業の実施</p> <p>様々な消費者被害は後を絶たず、特に高齢者など「社会的弱者」と呼ばれる人たちの被害が増加している。これらの被害の未然防止・早期発見のためには、地域社会全体で見守り、支援することが求められている。「もう、だまされない。地域で高めよう『見守り力』」をテーマに消費者トラブル実例や消費者心理を弁護士や心理学者等専門家から学び考えることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を消費者トラブルから守るために家族や地域全体で見守ることができるよう、タウン誌に平成26年11月から平成27年3月まで最新相談事例と対処法を連載。 ・2回の講座・フォーラムも滞りなく開催することができた。 <p>南部エリア講座</p> <p>2月12日：川崎市産業振興会館 65名参加</p> <p>北部エリア講座</p> <p>2月26日：麻生区役所 41名参加</p> <p>フォーラム</p> <p>3月4日：エポックなかはら 271名参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りガイドブック：3,000部発行 ・啓発用グッズ(メモ帳)：10,000部作成 <p>(7) 市場体験教室等の開催</p> <p>講習会・講座</p> <p>【北部市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おやこ花育教室 4回/年100人 (フラワーアレンジメント体験、市場見学等) ・夏休みこども食育講座 1回/年33人 (北部市場のプロから学ぶ・市場見学他) ・市場体験教室 2回/年48人 (寿司講座1回25人、野菜講座1回23人) <p>(8) 廃棄物の減量及び有効利用等の推進と啓発</p> <p>分ければ資源、混ぜればごみを基本に、市民及び事業者に対し、ごみの減量、分別ルールの徹底及び排出マナーの向上等について広報を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭でのより一層の生ごみ対策の啓発を目的に、7月から9月まで連続キャンペーンを実施(延べ18回) 	<p>◎ V 4</p> <p>◎</p>

平成27年度の事業概要

平成26年度の実績

① 分別排出の徹底

ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装等の資源物の分別排出について周知・徹底を図る。

① 分別排出の徹底

資源物の処理実績 (速報値)

- ・空き缶の収集量 7,722トン
- ・空きびんの収集量 11,960トン
- ・ペットボトルの収集量 5,076トン
- ・小物金属の収集量 2,757トン
- ・ミックスペーパーの収集量 14,063トン
- ・プラスチック製容器包装の収集量 12,284トン

※ミックスペーパーは平成18年11月から約4,200世帯でモデル収集を開始し、平成23年3月から全市で実施。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成23年3月から川崎区、幸区、中原区で開始し、平成25年9月から全市で実施。

② リサイクルコミュニティセンターの利用の推進

廃棄物に係るリサイクル活動への市民の積極的な参加と実践活動による意識啓発の拠点として開設した橘リサイクルコミュニティセンターの利用の推進を図る。

② リサイクルコミュニティセンターの利用の推進

リサイクル講座・教室等の開催

	対象
ごみ分別学習会	一般
川崎市現況報告会	一般
石けんづくり教室(固形)	一般・小学生
石けんづくり教室(粉)	一般
紙すき教室	一般・小学生
牛乳パック工作教室	一般
廃材の木工教室(中級)	一般
廃材の木工教室(初級)	一般
エコぞうり教室	一般
ミニぞうりストラップ教室	一般
古布のリフォーム・小物作り教室	一般
裂き織り教室	一般
小さな機織り教室	一般
出前講座・教室等	一般

・リサイクルバザーの開催 1回

リサイクル講座・教室等の開催

	件数	参加者数
ごみ分別学習会(一般)	12	70
川崎市現況報告会(一般)	12	70
石けんづくり(固形)一般	2	3
石けんづくり(固形)小学生	2	140
石けんづくり(粉)	1	1
紙すき教室(一般)	3	15
紙すき教室(小学生)	4	162
牛乳パック工作教室	12	99
廃材の木工教室(初級)	12	52
廃材の木工教室(中級)	12	42
エコぞうり教室	33	161
ミニぞうり教室	9	17
古布のリフォーム教室	11	52
裂き織り教室	12	92
余り布で小物作り教室	11	68
小さな機織り教室	12	64
作品制作用具の貸し出し	6	
エコツアー	2	73
出前講座・教室等	3	171

・リサイクルバザーの開催 1回

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>③ ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施 市民にごみ処理の現状を理解してもらい、ごみ減量化・リサイクルへの協力を得るための普及啓発活動を実施する。</p> <p>③-1 施設見学会の開催 ごみ処理施設やリサイクル施設の見学会を開催し、ごみ処理事情の理解を図る。</p> <p>③-2 3R推進講演会の開催 3Rに関する話題をテーマに開催し、環境に配慮した行動の実践を促進する。</p> <p>③-3 ごみの出し方冊子の配布 資源物とごみの分別ルールと排出マナーを分かりやすく記載したリーフレットを配布する。</p> <p>③-4 フリーマーケットの開催 市主催のイベント等において家庭で不要になったものを他の人に譲るなど、資源の有効利用を図る。</p> <p>③-5 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン 5月30日の「ごみゼロの日」にちなみ市内主要駅頭において、ごみ減量化・リサイクル及びポイ捨て禁止を訴える。</p> <p>④ 生ごみ処理機等購入費への助成 生ごみの減量化・リサイクルを推進するため、生ごみコンポスト化容器・電動生ごみ処理機などの機器及び容器の購入費の一部を助成する。 平成27年度助成計画基数 約237基 助成額 購入金額の2分の1 (限度額20,000円) 1世帯1基まで(ただしコンポスト化容器・密閉容器については1世帯2基まで)</p> <p>⑤ 社会科副読本の作成 環境教育の一環として、児童期から廃棄物の収集・処理の過程及びごみ減量化・リサイクルの必要性等を理解してもらうために市内の全小学校を対象に社会科学習用補助教材を作成し、配布する。</p>	<p>③ ごみ減量化・リサイクルに向けた普及啓発活動の実施</p> <p>③-1 施設見学会の開催 開催実績 回数 11回</p> <p>③-2 3R推進講演会の開催 開催日 10月16日(木) 会場 エポックなかほら</p> <p>③-3 「資源物とごみの分け方・出し方」の作成 11万部</p> <p>③-4 フリーマーケットの開催 開催日 11月1日(土) 会場 富士見球場</p> <p>③-5 「ごみゼロの日」啓発キャンペーン ごみ減量化・再資源化及びポイ捨て禁止等の呼びかけ及び清掃活動 実施日 5月30日(金)</p> <p>④ 生ごみ処理機等購入費への助成 助成基数 134基</p> <p>⑤ 社会科副読本の作成 市内小学校等 124校 作成冊数 13,700冊</p>	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価												
<p>⑥ 事業系一般廃棄物の減量化等に向けた指導 事業系一般廃棄物多量排出事業者に対し、減量等計画書及び一般廃棄物管理責任者選任（変更）届出書の提出、廃棄物管理票の使用を指導するとともに、同準多量排出事業者には、減量等計画書を提出させて、減量化・資源化の指導を実施していく。</p> <p>⑦ 廃棄物減量指導員制度との連携 地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市と市民とのパイプ役として、ごみ減量化・リサイクルの一翼を担う廃棄物減量指導員の活動の活性化を図り、地域の環境美化及びごみの減量に取り組む。 また、廃棄物減量指導員連絡協議会の充実を図り、指導員相互の連携を強化する。</p> <p>⑧ リサイクルエコショップ制度の拡充 廃棄物の再利用・再生利用等に積極的に取り組む商店等をリサイクルエコショップに認定して当該店の利用を推奨する本制度を拡充する。</p> <p>⑨ 資源集団回収の推進 町内会・自治会、PTA等の資源集団回収実施団体に対し、回収量1kgにつき、3円の奨励金を、また、回収業者には、回収量1kgにつき1円の報償金を交付し、資源集団回収の促進を図る。 また、回収業者等で組織される川崎市資源集団回収事業連絡協議会を運営し、回収業者等への支援・育成を図る。 対象資源化物 古紙類、古布類、空びん類 計画回収量 51,000^ト以上</p> <p>⑩ 環境教育・環境学習の実施 3Rの普及啓発に向けて、生活環境事業所職員が講師となり、ごみ処理の実情や資源物とごみの正しい出し方などの説明を行う取組として、小学校を対象とした「出前ごみスクール」、町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどを対象とした「ふれあい出張講座」を実施する。</p>	<p>⑥ 事業者への協力の要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象事業者数</th> <th>減量等計画書提出事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量排出事業者</td> <td>384</td> <td>353</td> </tr> <tr> <td>準多量排出事業者</td> <td>1,162</td> <td>911</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,546</td> <td>1,264</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦ 廃棄物減量指導員制度との連携 廃棄物減量指導員 1,869名(H27.3現在) 活動状況実績 ・ごみ減量に係る普及啓発活動 ・資源集団回収等のリサイクル活動への参加及び協力 ・ごみの分別排出方法や排出日の遵守について ・地域住民の廃棄物行政に関する意見、要望連絡等の情報提供及びアンケートへの協力 ・各区廃棄物減量指導員連絡協議会への出席</p> <p>⑧ リサイクルエコショップ制度の拡充 リサイクルエコショップ認定店 431店舗（1商店街含む）</p> <p>⑨ 資源集団回収の推進 回収量（平成26年1月～12月） 合計 46,654^ト (内訳) 古紙類 45,635^ト 古布類 1,014^ト 空びん類 6^ト</p> <p>⑩ 環境教育・環境学習の実施 ・出前ごみスクール 129回 ・ふれあい出張講座 77回</p>		対象事業者数	減量等計画書提出事業所数	多量排出事業者	384	353	準多量排出事業者	1,162	911	計	1,546	1,264	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
	対象事業者数	減量等計画書提出事業所数												
多量排出事業者	384	353												
準多量排出事業者	1,162	911												
計	1,546	1,264												

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(9) 地球温暖化対策・節電対策に係る啓発（環境局） 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」及び「地球温暖化対策推進計画」に基づき、「CCかわさきエコ暮らし」をキャッチフレーズとして環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組を推進していく。 また、「川崎市電力需給対策推進基本方針」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、節電対策を推進する。</p> <p>① 地球温暖化対策の推進 市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等を通じて、地球温暖化対策を推進する。 また、川崎市地球温暖化防止活動推進センター・地球温暖化防止活動推進員が連携・協働して、エコショッピング・クッキング等のグリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進していく。</p> <p>② 節電に関する取組 市民・事業者への普及啓発や支援策などを引き続き実施し、無理なく節電を行う「スマートライフスタイル」への転換を促進していくことで、地球温暖化対策へ繋げていく。 また、周辺自治体と連携し、啓発キャンペーンを実施する。</p>	<p>(9) 地球温暖化対策・節電対策に係る啓発 「カーボン・チャレンジ川崎エコ戦略（CCかわさき）」及び「地球温暖化対策推進計画」に基づき、「CCかわさきエコ暮らし」をキャッチフレーズとして環境に配慮したライフスタイルへの転換を促す取組を推進した。 また、「川崎市電力需給対策推進基本方針」に基づき、市民・事業者・行政が一体となり、節電対策を推進した。</p> <p>① 地球温暖化対策の推進 市民、事業者、行政等多様な主体が連携し、「川崎温暖化対策推進会議（CC川崎エコ会議）」等の活動を通じて、地球温暖化対策を推進した。 また、川崎市地球温暖化防止活動推進員及び川崎市地球温暖化防止活動推進センターと連携し、エコショッピング・クッキング等のグリーンコンシューマー活動、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及等に関する実践活動を推進した。</p> <p>② 節電に関する取組 市民・事業者への普及啓発や支援策などを実施し、無理なく節電を行なう「スマートライフスタイル」への転換を促進していくことで、地球温暖化対策へ繋げる取組を推進した。 また、周辺自治体と連携し、電力需要の高まる夏季・冬季を中心に節電キャンペーンを実施した。</p>	<p>◎</p> <p>◎</p>

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>(10) 環境教育（環境局）</p> <p>川崎市のめざすべき環境像である「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を実現し、地域・地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することを目的とした環境教育を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境リーダー育成講座 地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成。 実施期間 6月～10月（全10回） 定員 20名 対象 市内在住、在勤又は在学の18歳以上の方 ・地球に美味しい「エコ・クッキング」講座 小・中学校PTAを対象に、「食」という身近な題材で体験的に環境の大切さを考える講座を通じ、環境配慮型ライフスタイルの普及を図る。 開催予定 10校 定員 30名/校 対象 市内小・中学校PTA <p>(11) 食育推進地域活動事業（健康福祉局）</p> <p>第3期川崎市食育推進計画(平成26年3月策定) 推進のために、家庭、学校、地域等さまざまな分野との連携のもと、すべての年代の市民に食育を推進し、「健康都市かわさき」の実現をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食育のイベント、講演会、教室等を実施 ・幅広い食育の普及啓発を目指して、食育を担う栄養士等専門職や地域ボランティアへの講習会等を実施 	<p>(10) 環境教育</p> <p>川崎市のめざすべき環境像である「環境を守り自然と調和した活気あふれる持続可能な市民都市かわさき」を実現し、地域・地球環境の保全のために、主体的かつ積極的に行動できる市民を育成することを目的とした環境教育を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域環境リーダー育成講座 地域や職場で環境保全活動等を率先して行うことのできる人材の育成。 実施期間 6月～10月（全10回） 講座修了者数 12名 ・地球に美味しい「エコ・クッキング」講座 小・中学校PTAを対象に、「食」という身近な題材で体験的に環境の大切さを考える講座を通じ、環境配慮型ライフスタイルの普及を図った。 実施期間 7月～2月 開催回数 6校 受講人数 126名 対象 市内小・中学校PTA <p>(11) 食育推進地域活動事業</p> <p>第3期川崎市食育推進計画目標達成のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・朝食の重要性及びバランスのよい食生活普及のための講習会やイベントの開催 ・各区役所保健福祉センター、健康福祉局健康増進課等で講習会やイベントを実施 	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>

V 消費者啓発及び組織化の推進

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価										
<p>(12) 学校における消費者教育の充実</p> <p>① 消費者教育の指導の充実（教育委員会） 消費者教育は、学習指導要領にも示されているとおり、社会において主体的に生きる消費者を育む視点から、児童生徒が、消費者として必要な知識や技能を身に付け、持続可能な社会における生活の営みへの足掛かりとなる能力と態度を育てることをねらいとしている。そこで、各学校では、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等での消費者教育の充実を図るとともに題材開発等に取り組む。</p> <p>また、市内小学校・中学校の家庭科の教員を中心に学習指導要領の小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「身近な消費生活と環境」、高等学校家庭「消費生活」の内容の周知を図る。</p> <p>② 指導者の育成（教育委員会） 学校訪問や教育課程研究会等において、消費者教育の課題と現状を共通理解することにより、学校における消費者教育の普及と充実を図る。</p> <p>③ 消費者教育用電子教材の活用促進 （経済労働局・教育委員会） 市ホームページやマイプレ等に掲出している電子教材等について、活用促進を図る。</p> <p>3 消費者団体等の組織化の推進</p> <p>(1) 消費者団体の育成及び生活協同組合（経済労働局）</p> <p>① 消費者団体の育成 消費者団体の自主的な活動を援助するとともに、各消費者団体間の連携を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体の活動状況を発表する場の提供 ・消費者団体主催の講演会への講師派遣 ・市・消費者団体連絡会の開催 ・消費者団体への情報の提供 ・消費者団体への研修場所の提供 	<p>(12) 学校における消費者教育の充実</p> <p>① 消費者教育の指導の充実 消費者教育の内容を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の学習に取り入れ、実験・調査・ロールプレイングなどの体験的・実践的な活動を通して、ものや資源を大切にだけでなく、有効に活用する方法やより望ましい価値判断をし、行動することができる児童生徒の育成を目指し、指導の充実に努めた。</p> <p>また、市内小学校・中学校の家庭科の教員を中心に教育課程研究会や各教科等において、学習指導要領の小学校家庭科、中学校技術・家庭科（家庭分野）の「身近な消費生活と環境」の内容の周知を図った。</p> <p>② 指導者の育成 学校訪問等において、消費者教育の授業研究等の充実を図った。</p> <p>③ 消費者教育用電子教材の活用 <u>若者向けに寸劇・啓発ソング等を収録したDVDを作成し、市内の教育機関等へ配布した他、市ホームページからも閲覧できるようにし、活用促進を図った。</u></p> <p>3 消費者団体等の組織化の推進</p> <p>(1) 消費者団体の育成及び生活協同組合</p> <p>① 消費者団体の育成</p> <table border="0"> <tr> <td>・消費生活展での活動状況の紹介</td> <td>9団体</td> </tr> <tr> <td>・講師派遣</td> <td>5回</td> </tr> <tr> <td>・消費者団体連絡会の開催</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>・適宜消費者団体へ情報を提供した。</td> <td>適宜</td> </tr> <tr> <td>・消費者行政センター研修室の貸出</td> <td>9回</td> </tr> </table>	・消費生活展での活動状況の紹介	9団体	・講師派遣	5回	・消費者団体連絡会の開催	2回	・適宜消費者団体へ情報を提供した。	適宜	・消費者行政センター研修室の貸出	9回	<p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p> <p>◎</p>
・消費生活展での活動状況の紹介	9団体											
・講師派遣	5回											
・消費者団体連絡会の開催	2回											
・適宜消費者団体へ情報を提供した。	適宜											
・消費者行政センター研修室の貸出	9回											

平成27年度の事業概要	平成26年度の実績	実績評価
<p>② 生活協同組合の育成 生活協同組合の実態把握のため、組合の存立及び市施策に係る生協事業に関わる書類及び店舗、医療施設、介護保険法等に伴う福祉施設の開設など市の施策に係る書類について県への経由事務を行う。</p> <p>(2) 食育推進協議会事業（健康福祉局）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市食育推進会議・食育推進会議部会 食育関係団体や企業の代表等の委員により食育に関する審議を行い、連携して市における食育の推進を図るための体制づくりを進める。 ・区食育推進分科会 各区健康づくり推進連絡会議の分科会として設置した食育関係団体の代表を委員とする食育推進分科会において、団体等が連携して区の特性を活かした食育に取り組める体制づくりを図る。 	<p>② 生活協同組合の育成</p> <p>届出 8件 ・総代会終了届 4件 ・役員就任及び退任届 1件 ・常任役員変更届 1件 ・常任役員届 1件 ・役員選挙届 1件</p> <p>(2) 食育推進協議会事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川崎市食育推進会議の開催 1回 ・川崎市食育推進会議部会の開催 2回 委員の推薦団体が連携して、食育推進事業を実施 ・区食育推進分科会 各区 2回 各区の特性に合わせた食育の取組を委員の推薦団体が連携して実施 	<p>◎</p> <p>◎</p>